

内科・歯科口腔外科を受診される患者様へ

令和4年
10月1日
より

紹介状なし受診時の定額負担 料金が変更となります

令和4年度診療報酬改定より「国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、一般病床200床以上の地域医療支援病院では、**紹介状なし**で受診された患者様より、以下の金額を徴収することが義務付けられました。

※ 当院では、従来より内科の診察におきましては、紹介状が必要となっております。定額負担を支払えば受診できるというものではありません

	令和4年10月1日以前		→	令和4年10月1日以降	
	初診時	再診時※		初診時	再診時※
内科	5500円	2750円		7700円	3300円
歯科口腔外科	3300円	1650円		5500円	2090円

(税込)

※ 再診時とは、当院より他の医療機関へ紹介をしたが、引き続き当院での診察を希望されるような方です
※ 医科(歯科以外)と歯科は別施設の扱いとなる為、それぞれ別に徴収致します

以下に該当する場合、徴収の対象となりません

【初再診共通】

- ・救急の患者
- ・国、地方単独の公費受給対象者
- ・無料低額診療事業実施医療機関における当該制度の対象者

【初診】

- ・自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する患者
- ・医科と歯科との間で院内紹介された患者
- ・特定健診、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ・救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
- ・外来受診から継続して入院した患者
- ・地域に他に当該診療科を標榜する医療機関がなく、当該医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する患者
- ・治験協力者である患者
- ・災害により被害を受けた患者
- ・労災、公災、交通事故、自費診療の患者
- ・その他、病院が直接受診する必要性を特に認めた患者
(※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者の都合により受診する場合は認められない)

【再診】

- ・救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
- ・外来受診から継続して入院した患者
- ・災害により被害を受けた患者
- ・労災、公災、交通事故、自費診療の患者
- ・その他、病院が直接受診する必要性を特に認めた患者
(※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者の都合により受診する場合は認められない)

ご不明な点等ございましたら、総合受付までお問合せください